

琵琶湖水位に関する委員意見

1. 丹生ダム、大戸川ダム計画の見直し案との関連意見

- ・ 自然の季節的な水変動の様相が一変し、「水がめ」としてのダムと同様に扱われていることが、「提言」でも指摘したとおり、全面的、基本的な問題である。5月から6月にかけての人為的低下はその一つの例にすぎない。
- ・ 自然における水位変動の様相が基本であることを記載しなければ、「提言」の趣旨を生かしたことはない。
- ・ 瀬田川洗堰の操作、瀬田川の掘削という、これまでのダムなどによるハードのみに頼るやり方と全く変わっていない対症療法である。提言は無視されている。
- ・ 「琵琶湖の平均水位レベルと水位変動パターンを、もともと琵琶湖が有していた状況（ここ数百年の）にできる限り戻すあらゆる施策を実施する」、に改める。
- ・ 「根本的治療」を行うのか、泥縄「対症療法」を行うのかの分かれ目。
- ・ 湖岸の水位保持によって得られる便益が重視されて説明されたのに比べて、水没して失われる森林および溪流の価値、懸念される湖底環境への悪影響が軽視されて説明された。非論理的で非科学的だと思う。
- ・ 魚類の産卵を促進するための施策は、水位を保持するだけではない。第1編-24に挙げられている各種施策の組み合わせを検討した上で、費用や環境負荷を比較し、ダムを勧説することの経済的な妥当性の証明が必要。
- ・ 「見直し案」の記述は、「環境、生態系」の保全をダム計画推進の最も重要な要因とする記述となっているため、達成しうる保全の効果や起こりうるマイナスの影響の評価については特に慎重かつ十分な検討が必要。
- ・ 上記の検討では、効果の検証や影響の評価をめぐる不確実性への配慮や科学的根拠の確率を含め、どのような判断をすべきかが大きなポイントとなる。特に効果の検証については、代替的手段の採用を含めた費用対効果の検討が、影響の評価についてはそれが一過性のものか永続的、非可逆区的なものかなどについて幅広い検証と検討が必要となる。
- ・ 今回提示された「見直し案」では、湖岸生態系の保全、瀬切れ防止などの貯水容量を生かすことが出来るとしているものの、流域全体（流入河川の集水域、湖内全域、湖底全域、流出河川群とその流下過程など）に関する視点が希薄のように思われる。今後、琵琶湖の「環境、生態系」全般の保全との関係をさらに明確にしていく必要がある。
- ・ 今回提示された「見直し案」の主要な部分が、ダムの貯水効果を活用した水位の調整による湖岸生態系の保全に割かれ、実現可能な最大水位調整幅が示されているが、気象要因との関係も含め、貯水量などによる水位変動の幅、湖岸生態系の保全効果を具体的にどのように評価すべきか、あるいはすることができるのかについて、より詳細な考え方を示していただきたい。
- ・ 湖岸生態系の保全は、ダムの貯水効果を活用した水位の調整のみならず、関連する他の要因（湖岸形態の改変、流入河川河口域の形状の改変、湖辺遷移領域の自然生態系機能

の回復)を含めた幅広い検討が必要と思われる。それらを含めた包括的な検討の中で、ダム貯水効果やその費用便益をどの程度見積もるかが課題。

2. 琵琶湖水位と生態系変化

- ・ 急激な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策が、丹生ダムと大戸川ダムだけだというのは、どうあっても信じられない。
- ・ 丹生ダムで環境維持容量が不足すれば、いずれ峠を挟んだ徳山ダムの容量に手を伸ばすことになる。
- ・ 急激な水位低下が生態系に変化をもたらしたことを示す根拠が薄弱。漁獲量の推移は、洗堰の操作規則策定後(1992年)に漁獲量が激減したことを示していない。
- ・ 丹生ダムによる水位低下抑制の生息環境改善効果の根拠が薄弱。最も重要なのは、洪水調整期への移行時の水位低下であると考えられているのに、その抑制にダムは有効でない。
- ・ ダムによって解消されると考えられる効果は、著しい水位低下の緩和にとどまり、コイ科魚類の産卵への悪影響が解消されるものではない。
- ・ 琵琶湖岸生態系の回復は、瀬田川洗堰の運用の再検討が不可欠。今の提案では、コイ科の産卵期は増えない。洪水被害の軽減も少ないだろう。
- ・ コイ科の産卵への影響を緩和するための措置が「20日間水位を保持すること」とし、そこから必要な水量15000万m³が算出されているが、その根拠は推測にすぎず、非科学的。この数値から必要な水量を決定するのは乱暴。
- ・ 生態系への影響軽減は、まずその原因である人為的水位操作を十分見直すことから始めるべきであり、それを十分検討せずしてダムに解決をもとめるには無理がある。
- ・ 現状のコイ科魚類の産卵生態についての基礎的情報を収集解析し、特に降雨の多い年と降雨量の極めて少ない年とで比較を行い、水位操作も含め、どのような対策をとれば、コイ科の産卵期が元通りになるのかについて、より詳細な検討を進めることが先ず必要である。

3. 洪水ポテンシャルの見直し

- ・ 見直しに伴う洪水ポテンシャルは本当に大きいのか、住民の同意がえられないという一刀両断はおかしい。
- ・ 琵琶湖岸の浸水被害は、洪水常習地帯に資産が進出してしまったことが問題。それを解決する移転の促進、浸水補償、輪中堤の建設、ピロティー構造化等の方策をなぜ解決目標として全く提示しないのか。湖岸堤がダムの側壁として機能して不可能というならば穴を空ければよい。あるいは湖岸道路の撤去、橋梁化。その上で瀬田川洗堰の操作はあっても良いのかも知れない。
- ・ 琵琶湖の水位上昇による水害は、急激、壊滅的なものではない。人命にはさほど影響しない。補償等で解決できる可能性は十分にあるのではないか。

- ・ たとえば琵琶湖の水位の上昇によって水没する周辺農地を「沿岸推移帯」の一部としてとらえ、魚類の産卵場として積極的に活用する施策の検討が必要。以下のようなソフト対策を農家と話し合いながら検討する。(1) 水没しやすい水田に休耕地を集め、借り上げや買い上げを行う、(2) 魚類の遡上、産卵に適した構造をもち、魚類が生息できる農法を行っている水田に対して「河川環境の保全」への寄与として補助を行う。そのような浸水地への施策を検討した上で、ダム建設等の事業と費用や環境負荷の面から比較する検討が必要。国土交通省には農林水産省との連携を求める。→現時点でハザードマップが作成されているならば、それを元に舞台的な計画を検討したい。

4. 水需要の見直し

- ・ 利水需要の見直しがまったくされていない。いずれの計画も。
- ・ 下流域の水利用を抑制するための方策などを、国土交通省などが中心となって他省庁、地方自治体、企業、住民などとともに検討する。(を追加する)
- ・ 著しい水位低下は瀬田川洗堰の操作によって起こり、この操作運用は水需要によって決められるので、水需要を精査する必要がある。

5. 水位と水量、水質

- ・ 瀬田川洗堰の水位操作により、琵琶湖の富栄養化対策が可能。琵琶湖の表層水における窒素、リンなどの富栄養化関連物質は、循環期(晩秋～春)に低くなるため、可能な限り循環期かその後、できるだけ早い時期に琵琶湖水を流出させることが望ましい。

6. その他

- ・ 琵琶湖の水位低下を抑制するには、流出量を減らすことが有効である。大川(旧淀川)の維持水量(現行70トン毎秒)の減少は、大川や淀川本川の環境に影響を与える可能性はあるが、それと琵琶湖の水位低下の改善効果やダム建設のマイナス影響を秤にかけた検討も、水位低下抑制のための新規ダムが提案される状況では必須である。琵琶湖の水位低下抑制をいうなら、新規ダム以前にこの可能性を検討する必要がある。

河川(追加)

- ・ 瀬切れの発生には人為的な影響が大きく寄与しているため、自然環境に手を入れる前に河川からの取水量の見直し、調整が必要。